

許諾推定規定に関する取扱い（たたき台）

1. 前提（中間まとめの記載）

- （前略）放送及び同時配信等に係る許諾権原を有する者が、放送番組での利用（映像実演については放送番組への出演）を認める契約を放送事業者と締結するに当たり、別段の意思表示をしていない場合には、放送だけでなく同時配信等の許諾も行ったものと推定する旨の規定を設けることが考えられる。
 - 許諾推定を及ぼす範囲としては「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を全て含めることが考えられるが、放送番組での利用等を許諾した際の権利者の通常の意味という観点から、「追っかけ配信・見逃し配信」まで推定を及ぼすことが可能か否かについては、法制的な観点からの精査も行う必要がある。
 - また、許諾推定規定を設けることは、現行の契約秩序・権利者の利益に一定の影響を与え得るものであり、権利者団体からは不利な条件での契約を強いられることへの懸念が示されていたことから、その払拭のために必要な対応についてもあわせて検討を行う必要があると考えられる。
- （※）（ア）権利者が「放送」に係る権利を自己管理し、「同時配信等」に係る権利を著作権等管理事業者に管理委託している場合には、当該権利者（同時配信等の許諾権原なし）による「放送」の許諾によって「同時配信等」に係る許諾の推定がされることはないものと考えられる（いずれにせよ著作権等管理事業者から「同時配信等」に係る許諾が得られることとなる）。また、（イ）著作権等管理事業者が「放送」と「同時配信等」を別々の区分で管理している場合（前者の許諾に後者の許諾が含まれないことが明らか）や、（ウ）著作権等管理事業者が「放送」のみ管理している場合（「同時配信等」は権利者が自己管理している場合）には、著作権等管理事業者（同時配信等の許諾権原なし）による「放送」の許諾によって「同時配信等」に係る許諾の推定がされることはないものと考えられる。
- （※）推定規定については、反対の事実（権利者が同時配信等を許諾していなかったこと）を証明することで推定を覆すことが可能である。例えば、その権利者が過去の同様の契約交渉において同時配信等を明確に拒否する意思表示をしていたことや、許諾に際して支払われた対価の水準なども考慮要素となり得るものと考えられる。
- （※）法改正により推定規定を設けた場合でも、それ以前に締結された契約（推定規定の存在を認識せずに締結された契約。そもそも同時配信等の実施が一切想定されない時点において締結された契約も多いと考えられる）についてまで、直接の推定効果を及ぼすことはできないと考えられる。
- いずれにしても、推定規定については、権利者側の懸念を払拭しつつ、安定的な利用を可能とすることが重要であるため、今後、具体的な適用条件等について明確かつ分かりやすいルール作りを行う必要がある。

2. 検討に当たっての視点

- (ア) 放送事業者による安定的な利用が可能か
- (イ) 権利者側の懸念（不意打ちや不利な契約の助長）を払拭できるか
- (ウ) 法的に推定を及ぼすに足る事情が認められるか

3. 推定に係る条件

(1) 放送事業者側に求められる条件（主に上記2. (イ) (ウ) の観点）

- ① 同時配信等を業として実施していること
- ② その旨を権利者が把握できるよう一定の方法で公表していること
- ③ 契約に当たって「放送」のみ行う（「同時配信等」を行わない）旨を明示していないこと

(2) 権利者側の別段の意思表示の在り方（主に上記2. (ア) の観点）

- ① 別段の意思表示は契約時に行うこと（後出し禁止）
- ② 書面（メールを含む。）での契約の場合には、別段の意思表示も書面で行うこと
- ③ 別段の意思表示は、同時配信等を拒否する旨の意思表示のほか、同時配信等を行うに当たっての条件等を伝える意思表示が含まれること

(※) 上記の内容には、法令上規定する要件のほか、解釈・運用に係るものを含む。

4. 推定が覆り得る事情（考慮要素）の例

- (1) その権利者が、同じ放送事業者との間の過去の契約交渉において同時配信等を明確に拒否する旨の意思表示をしていたこと
- (2) 権利者に支払われた対価が、明らかに「放送」のみを行う場合の水準であったこと
- (3) その他（考えられるものがあれば、挙げて頂きたい）

(※1) 上記の内容について、法令上規定することは想定していない。

(※2) 上記はあくまで考慮要素となり得る事情を示したものであり、これに該当することのみをもって必ず推定が覆るというわけではない。

(※3) こうした事情がある場合に、リスクを回避するためには、同時配信等を行おうとする放送事業者は、権利者に対して明示的に同時配信等を行う旨を伝えるなどした上で、契約を締結することが望ましいものと考えられる。

5. 今後の対応

上記を基本としつつ、より具体的な内容等については、法施行までの間に、関係者間で十分に議論の上、ガイドラインなどを策定することが望まれる。

（ガイドラインに盛り込むべき事項があれば、挙げて頂きたい）